

平成16年度小樽市予算書

目

次

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	6
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	7
国 民 健 康 保 険 事 業	9
交 通 災 害 共 済 事 業	11
土 地 取 得 事 業	12
駐 車 場 事 業	13
老 人 保 健 事 業	14
住 宅 事 業	15
簡 易 水 道 事 業	17
介 護 保 険 事 業	19
融 雪 施 設 設 置 資 金 業 貸 付 事 業	21
物 品 調 達	22

企 業 会 計	
病 院 事 業	23
水 道 事 業	25
下 水 道 事 業	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	29

平成16年度 小樽市 一般会計 予算

平成16年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,311,356千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1	15,220,100
	2	5,288,700
	3	7,261,800
	4	103,700
	5	1,096,900
	6	1,000
2 地方譲与税	1	731,000
	2	252,000
	3	347,000
	4	118,000
	1	109,000
	1	109,000
	1	2,000
1	2,000	
5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	1,000 1,000
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1,444,000 1,444,000
7 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	39,000 39,000
8 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	110,000 110,000
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		400
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	400
10 地方特例交付金	1 地方特例交付金	446,800 446,800
11 地方交付税		15,773,000
	1 地方交付税	15,773,000
12 交通安全対策特別交付金		36,000
	1 交通安全対策特別交付金	36,000

款	項	金額	
13 分担金及び負担金		千円	
	1 2	353,135 208	
14 使用料及び手数料		976,184	
	1 2	586,773 389,411	
15 国庫支出金		9,545,060	
	1 2 3	9,038,583 466,999 39,478	
	1 2 3	2,004,038 919,630 885,771 198,637	
16 道支出金		2,004,038	
	1 2 3	919,630 885,771 198,637	
17 財産収入		115,549	
	1 2	78,483 37,066	
18 寄付金	1 寄付金	1,905 1,905	
19 繰入金		505,140	
	1 2	260,154 244,986	
20 繰越金	1 繰越金	10 10	
21 諸収入		14,201,135	
	1 2 3 4 5	3,000 50 11,889,070 228 2,308,787	
	22 市債		6,696,900
		1 市債	6,696,900
	歳入合計		68,311,356

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 301,947 301,947
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査費 5 統制費 6 監査員費	970,408 744,740 121,085 25,734 57,863 16,771 4,215
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活費 4 国民生活費 5 国民生活費	19,040,372 7,451,556 2,986,127 8,429,597 5,893 167,199
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健費 3 清掃費	4,687,747 3,036,049 446,583 1,205,115
5 労働費	1 労働諸費	115,410 115,410
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	110,425 96,895 13,530
7 商工費	1 商工費	2,681,766 2,681,766
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市計画費 5 住宅費 6 港湾費	7,526,656 2,989 2,209,929 115,311 3,270,806 801,473 1,126,148

款	項	金額
9 消防費	1 消防費	千円 252,537 252,537
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 中学校校舎給食費 5 社会体育費 6 社会体育費	2,278,814 183,973 576,401 455,850 310,340 290,528 461,722
11 公債費	1 公債費	10,639,380 10,639,380
12 諸支出金	1 貸付金 2 特別会計償還金 3 減価償還金 4 基金	8,781,910 8,580,890 200,800 100 120
13 職員給与費	1 職員給与費	10,893,984 10,893,984
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出合計		68,311,356

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
家屋評価電算システム経費	平成17年度から平成20年度まで	千円 11,523
戸籍受付システムリプレイス経費 (機器借上料)	平成17年度から平成21年度まで	29,070
中小企業者が金融機関から経営支援特別資金を借り入れることに伴う損失補償	平成16年度から平成23年度まで	損失補償すべき額
鯉御殿管理代行業務費	平成17年度から平成18年度まで	13,400

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
	千円		%	
町内会館等建設助成事業費	7,500	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
桃内地域環境整備事業費	10,400			
廃棄物処理施設整備事業費	272,500			
交通安全施設整備事業費	96,500			
道路新設改良事業費	602,300			
河川整備事業費	73,400			
都市計画事業費	100,000			
港湾事業費	251,700			
消火施設整備事業費	20,500			
消火栓整備事業費	12,300			
義務教育施設整備事業費	113,700			
体育施設整備事業費	242,800			
減税補てん債	229,200			
臨時財政対策債	2,088,000			
減税補てん債借換債	2,576,100			

平成16年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成16年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ583,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 300,130 300,130
2 繰入金	1 一般会計繰入金	240,248 240,248
3 諸収入	1 雑収入	43,222 43,222
歳入合計		583,600

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	千円 146,265 146,265
2 公債費	1 公債費	437,235 437,235
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		583,600

平成16年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成16年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,725千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 38,998 38,998
2 諸収入	1 雑収入	21,727 21,727
歳入合計		60,725

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 48,145 48,145
2 公債費	1 公債費	4,832 4,832
3 諸支出金	1 繰出金	7,648 7,648
4 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		60,725

平成16年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成16年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,171千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 26,169 26,169
2 諸収入	1 雑入	16,002 16,002
歳入合計		42,171

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 37,656 37,656
2 公債費	1 公債費	1,909 1,909
3 諸支出金	1 繰出金	2,506 2,506
4 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		42,171

平成16年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成16年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,839,948千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	4,113,300 4,113,300
2 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	5,421,895 3,679,667 1,742,228
3 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	3,856,983 3,856,983
4 道支出金	1 道負担金 2 道補助金	96,267 76,467 19,800
5 共同事業交付金	1 共同事業交付金	268,313 268,313
6 財産収入	1 財産運用収入	4 4
7 繰入金	1 一般会計繰入金 2 一般会計借入金	5,074,174 1,793,714 3,280,460
8 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料 2 預金利子 3 雑入	9,012 510 2 8,500
歳入合計		18,839,948

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費	330,416 330,416
2 保険給付費	1 療養諸費 2 出産育児等諸費	10,877,600 10,807,800 69,800
3 老人保健拠出金	1 老人保健拠出金	3,427,203 3,427,203
4 介護納付金	1 介護納付金	612,199 612,199
5 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	305,870 305,870
6 諸支出金	1 償還金及び還付加算金 2 一般会計借入金償還金	3,286,460 6,000 3,280,460
7 予備費	1 予備費	200 200
歳出合計		18,839,948

平成16年度 小樽市交通災害共済事業特別会計予算

平成16年度小樽市の交通災害共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,242千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 共済掛金収入	1 共済掛金収入	千円 14,320 14,320
2 繰入金	1 一般会計繰入金	2,922 2,922
歳入合計		17,242

歳出

款	項	金額
1 事業費	1 事業費	千円 17,142 17,142
2 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		17,242

平成16年度 小樽市土地取得事業特別会計予算

平成16年度小樽市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 基金貸付金収入		千円
	1 基金貸付金収入	60,000 60,000
2 繰入金		380
	1 一般会計繰入金	380
3 諸収入		120
	1 貸付金収入	120
歳入合計		60,500

歳出

款	項	金額
1 土地取得事業費		千円
	1 土地取得事業費	60,000 60,000
2 土地開発基金費		500
	1 土地開発基金費	500
歳出合計		60,500

平成16年度 小樽市駐車場事業特別会計予算

平成16年度小樽市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,170千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 42,955 42,955
2 繰入金	1 一般会計繰入金	40,214 40,214
3 諸収入	1 預金利子	1 1
歳入合計		83,170

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 47,939 47,939
2 公債費	1 公債費	35,231 35,231
歳出合計		83,170

平成16年度 小樽市老人保健事業特別会計予算

平成16年度小樽市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,730,857千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 支払基金交付金	1 支払基金交付金	千円 13,392,696 13,392,696
2 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	5,518,680 5,512,682 5,998
3 道支出金	1 道負担金	1,378,170 1,378,170
4 繰入金	1 一般会計繰入金	1,439,311 1,439,311
5 諸収入	1 雑収入	2,000 2,000
歳入	合計	21,730,857

歳出

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	千円 66,836 66,836
2 医療諸費	1 医療諸費	21,663,721 21,663,721
3 予備費	1 予備費	300 300
歳出	合計	21,730,857

平成16年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成16年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,625,552千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 594,097 594,097
2 国庫支出金	1 国庫補助金	377,517 377,517
3 財産収入	1 財産運用収入	32 32
4 繰入金	1 基金繰入金 2 一般会計繰入金	399,936 4,800 395,136
5 諸収入	1 住宅敷金収入 2 雑収入	5,170 4,160 1,010
6 市債	1 市債	248,800 248,800
歳入合計		1,625,552

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費	1 住宅管理費 2 住宅建築費	千円 836,540 351,341 485,199
2 公債費	1 公債費	788,912 788,912
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		1,625,552

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
公営住宅建替事業費 (オタモイB住宅1号棟55戸)		平成17年度	千円 560,100

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 248,800	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、25年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成16年度 小樽市簡易水道事業特別会計予算

平成16年度小樽市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,152千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円
		53,600
2 繰入金	1 一般会計繰入金 2 一般会計借入金	72,509
		47,508
		25,001
3 諸収入	1 受託事業収入 2 雑収入	5,043
		5,000
		43
歳入合計		131,152

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費	1 水道事業費 2 水道建設費	千円
		49,245
		30,001
2 公債費	1 公債費	81,807
		81,807
3 予備費	1 予備費	100
		100
歳出合計		131,152

平成16年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成16年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,271,788千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 1,919,043
	1 介護保険料	1,919,043
2 国庫支出金		2,866,355
	1 国庫負担金	2,195,600
	2 国庫補助金	670,755
3 支払基金交付金	1 支払基金交付金	3,512,960 3,512,960
4 道支出金	1 道負担金	1,372,250 1,372,250
5 繰入金	1 一般会計繰入金	1,600,980 1,600,980
6 諸収入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑入	100
歳入合計		11,271,788

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 227,730
	1 総務管理費	106,707
	2 徴収費	13,600
	3 介護認定審査会費	107,003
	4 趣旨普及費	420
2 保険給付費		10,978,000
	1 介護サービス等諸費	10,505,000
	2 支援サービス等諸費	319,000
	3 高額介護サービス等費	140,600
	4 その他諸費	13,400
3 財政安定化基金拠出金		10,822
	1 財政安定化基金拠出金	10,822
4 公債費		53,636
	1 財政安定化基金償還金	53,636
5 諸支出金		600
	1 償還金及び還付加算金	600
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		11,271,788

平成16年度 小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算

平成16年度小樽市の融雪施設設置資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ345,816千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円
	1 一般会計繰入金	236,636
	2 一般会計借入金	270
2 諸収入	1 貸付金収入	236,366
		109,180
歳入合計		109,180
歳入合計		345,816

歳出

款	項	金額
1 融雪施設設置資金貸付事業費		千円
	1 融雪施設設置資金貸付事業費	100,270
2 諸支出金	1 一般会計借入金償還金	245,546
		245,546
歳出合計		345,816

平成16年度 小樽市物品調達特別会計予算

平成16年度小樽市の物品調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 物品売払収入	1 物品売払収入	12,000
		12,000
歳入合計		12,000

歳出

款	項	金額
		千円
1 物品購入費	1 物品購入費	12,000
		12,000
歳出合計		12,000

平成16年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	892 床
(2) 年間入院患者数	225,205 人
(3) 年間外来患者数	330,480 人
(4) 一日平均入院患者数	617 人
(5) 一日平均外来患者数	1,360 人
(6) 主な建設改良事業の概要	
イ 医療機器等購入費	191,665 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	11,771,681 千円
第1項 医療収益	10,670,723 千円
第2項 医療外収益	1,002,604 千円
第3項 付帯事業収益	78,354 千円

第4項 特別利益 20,000 千円

支 出

第1款 病院事業費用	11,815,203 千円
第1項 医療費用	11,170,371 千円
第2項 医療外費用	546,478 千円
第3項 付帯事業費用	78,354 千円
第4項 特別損失	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200,238千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額146千円、過年度分損益勘定留保資金1,002千円及び当年度分損益勘定留保資金199,090千円で補てんするものとする。)。

	収 入
第1款 資本的収入	4,652,129 千円
第1項 企業債	186,800 千円
第2項 他会計出資金	65,329 千円
第3項 他会計長期借入金	4,400,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	4,852,367 千円
第1項 建設改良費	191,665 千円
第2項 企業債償還金	97,995 千円
第3項 他会計長期借入金償還金	4,400,000 千円
第4項 長期貸付金	7,332 千円
第5項 退職給与金	155,375 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小樽病院医療機器整備事業費	千円 144,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	平成17年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等又は元金均等半年賦償還により償還するものとする。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
第二病院医療機器整備事業費	42,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び付帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 5,950,296 千円 |
| (2) 交際費 | 150 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、84,552千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,975,300千円と定める。

平成16年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 給水世帯数 | 67,500 世帯 |
| (2) 年間総給水量 | 20,000 千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 54,795 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 配水管整備事業

事業費 350,000 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 551,600 千円

事業概要 銭函浄水場更新改良工事、消火栓新設工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益 3,327,571 千円

第1項 営業収益	2,974,179 千円
第2項 営業外収益	353,292 千円
第3項 特別利益	100 千円

支 出

第1款 水道事業費用	3,244,953 千円
第1項 営業費用	2,165,078 千円
第2項 営業外費用	1,071,875 千円
第3項 特別損失	8,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,042,190千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,091千円、過年度分損益勘定留保資金695,939千円及び当年度分損益勘定留保資金304,160千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	1,180,878 千円
第1項 企業債	907,000 千円
第2項 補助金	2,133 千円
第3項 負担金	71,645 千円
第4項 貸付金償還金	200,000 千円
第5項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,223,068 千円
第1項 建設改良費	950,376 千円
第2項 企業債償還金	1,052,544 千円
第3項 貸付金	150,000 千円
第4項 退職給与金	70,148 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業費	千円 350,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 平成17年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
改良工事費	550,000			
水質検査施設整備事業費	7,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	872,699 千円
(2) 交際費	50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、23,720千円と定める。

平成16年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	63,000 戸
(2) 年間総排水量	21,305 千m ³
(3) 一日平均排水量	58,369 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	

イ 築造工事費

事業費 452,000 千円

事業概要	污水管布設工事	塩谷地区ほか
	雨水渠築造工事	銭函地区
	中央下水終末処理場	汚泥処理棟機械設備工事ほか
	ポンプ場施設	勝納中継ポンプ場電気設備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源にあてるため、資本費平準化債184,900千円を借り入れる。

収 入

第1款 下水道事業収益	4,646,352 千円
第1項 営業収益	2,210,328 千円
第2項 営業外収益	2,435,924 千円
第3項 特別利益	100 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	4,321,066 千円
第1項 営業費用	2,729,837 千円
第2項 営業外費用	1,585,129 千円
第3項 特別損失	6,100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,193,868千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,758千円、過年度分損益勘定留保資金45,106千円及び当年度分損益勘定留保資金1,728,004千円で補てんし、並びに一時借入金400,000千円で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	726,142 千円
第1項 企業債	300,700 千円
第2項 補助金	103,000 千円
第3項 負担金	268,407 千円
第4項 受益者負担金	12,925 千円

第5項 貸付回収金 41,010 千円

第6項 固定資産売却代 100 千円

支 出

第1款 資本的支出 2,920,010 千円

第1項 建設改良費 454,965 千円

第2項 企業債償還金 2,360,726 千円

第3項 貸付金 61,500 千円

第4項 退職給与金 42,819 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 293,100	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 平成17年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
水洗便所改造 資金貸付事業費	7,600			
資本費平準化債	184,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 269,731 千円

平成16年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総 則)

第1条 平成16年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	152,000 t
イ がれき類等	22,000 t
ロ 廃プラスチック類等	6,000 t
ハ 土 砂	124,000 t
(2) 一日平均埋立処分量	591 t
イ がれき類等	86 t
ロ 廃プラスチック類等	23 t
ハ 土 砂	482 t

(3) 主要な建設改良事業の概要

イ 産業廃棄物最終処分場内整備事業	
事業費	16,000 千円
事業概要	搬入路舗装工事、計量データ処理機器改造事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益		201,341 千円
第1項 営業収益		200,130 千円
第2項 営業外収益		1,211 千円
	支 出	
第1款 産業廃棄物等処分事業費用		139,929 千円
第1項 営業費用		133,879 千円
第2項 営業外費用		5,050 千円
第3項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額116,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額761千円、当年度分損益勘定留保資金24,850千円及び繰越利益剰余金処分額90,389千円で補てんするものとする。)。

	支 出	
第1款 資本的支出		116,000 千円

第1項 建設改良費 16,000 千円

第2項 他会計貸付金 100,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 29,821 千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち90,389千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計貸付金 90,389 千円